

# 第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 計画策定の趣旨

第 2 節 計画の基本理念

第 3 節 計画の位置付け

第 4 節 計画の期間

第 5 節 計画の策定体制

### 第1節 計画策定の趣旨

平成18年（2006年）12月に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」では、障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めています。我が国ではこの条約を締結するため、平成24年に障害者総合支援法、平成25年に障害者差別解消法の制定など法整備を進め、障害のある人が社会に参加することや、障害を理由とするあらゆる差別を解消するための取組を加速化し、平成26年1月に条約の締結国となり、現在は、国際基準において障害のある人の権利の実現や権利を守る取組が進められています。

また、障害者基本法では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現に向け、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、市（地域）における障害者の状況等を踏まえ、障害のある人のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。

このため、本市では平成30年3月に障害者基本法に基づく第3次障害者福祉基本計画（平成30年度～令和2年度）を策定し、共生社会の実現に向け、「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」を基本理念に、障害のある人と障害のない人がお互いを理解し合うための施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

こうした中、第3次障害者福祉基本計画及び第5期障害福祉計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、「第3次光市障害者福祉基本計画」については計画期間の延伸を含めた改定を行い、「第6期障害福祉計画」については国や県の指針を踏まえて策定することとしました。

本計画は、障害者基本法の基本理念である「共生社会の実現」に向けて、「障害者福祉基本計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体化した、実効性のある計画として策定するものです。

## 第2節 計画の基本理念

本市では、第2次光市総合計画のもと、20年後の本市の目指す将来像である「ゆたかな社会」の実現のため、さまざまな分野において施策を推進しています。

障害福祉施策においては、光市総合計画のほか、障害者基本法等の関係法令を踏まえて策定した「第3次光市障害者福祉基本計画及び第5期光市障害福祉計画」に基づき、障害者福祉に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する体制を構築しています。

こうしたことから、「第3次光市障害者福祉基本計画」の改定に当たっては、障害者基本法の基本理念である「共生社会の実現」を通じて、本市の目指す将来像「ゆたかな社会」の具現化を目指すため、引き続き「やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり～共生社会の実現にむけて～」の基本理念により、取組を進めていきます。「第6期光市障害福祉計画」についても基本理念や考え方を共有することで、総合的かつ計画的に取組を推進します。

### 基本理念

やさしさと笑顔で共に支え合う 心ゆたかなまちづくり

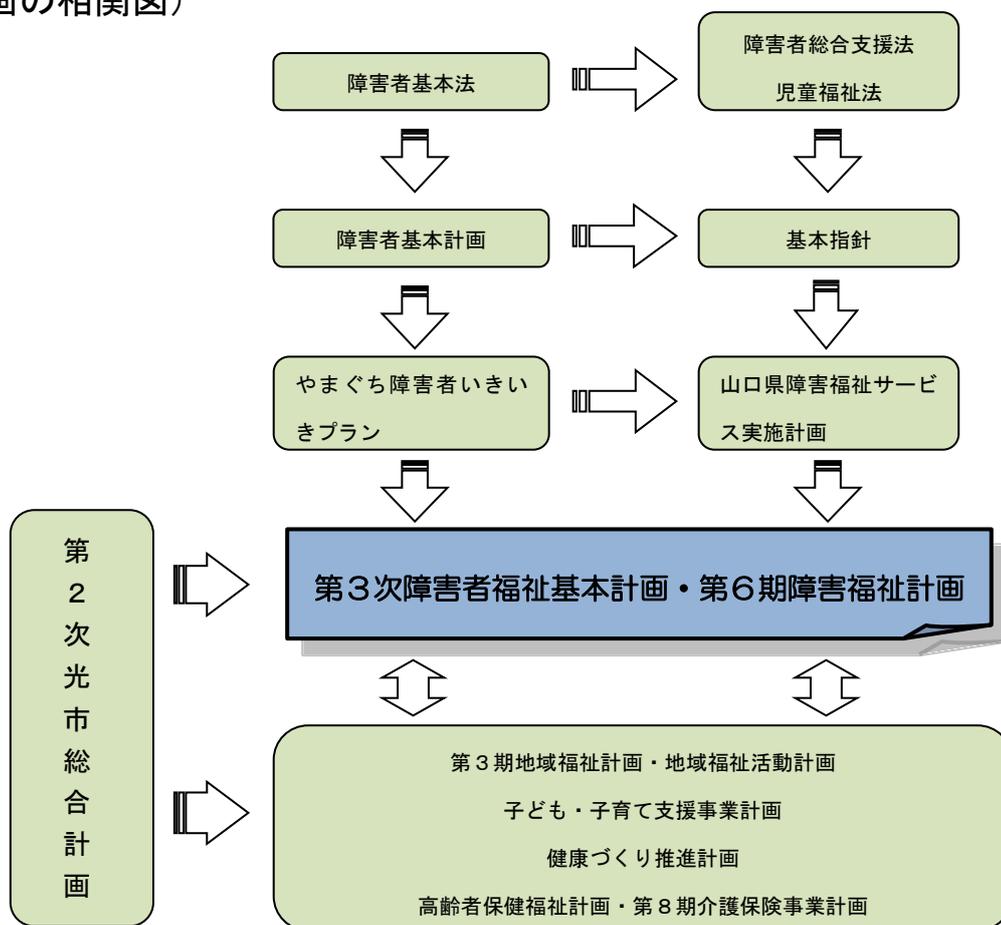
～共生社会の実現にむけて～

## 第3節 計画の位置付け

本計画のうち、第3章を障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、第4章を障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けます。

また、国の「障害者基本計画」や山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」、「山口県障害福祉サービス実施計画」を踏まえ、「第2次光市総合計画」はもとより、「第3期光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」をはじめとした、本市のその他の計画との調和を図りながら推進します。

(計画の相関図)



障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 4 節 計画の期間

「第 3 次光市障害者福祉基本計画」は、令和 5 年度まで延伸し、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年を期間とします。

また、「第 6 期光市障害福祉計画」は、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年を期間とします。

【計画の期間】	H30	R1	R2	R3	R4	R5
光市障害者福祉基本計画	3次		●	延伸		
光市障害福祉計画	5期		→	6期		→

## 第5節 計画の策定体制

### <市民意見の聴取>

本計画を策定するに当たり、障害のある人の実態、サービス利用意向等についてのニーズを把握するとともに、障害のない人の意識の把握を行うため、福祉に関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

また、光市地域自立支援協議会委員に社会教育団体等から2名、公募による委員2名を加え、光市障害者福祉基本計画等策定協議会を設置し、共生社会の実現に向けた幅広い意見を聴取しました。なお、第3次光市障害者福祉基本計画の改定及び第6期光市障害者福祉計画の策定に当たっては、光市地域自立支援協議会で意見交換を重ね、パブリックコメントの実施を経て、策定しました。

### <県や周南圏域との連携>

第3次光市障害者福祉基本計画については、国の「第4次障害者基本計画」や県の「やまぐち障害者いきいきプラン」の基本方針を踏まえ、「第2次光市総合計画」の実現に向けた実施計画として策定します。

第6期光市障害者福祉計画については、山口県との連携のもと、周南圏域（光市、下松市、周南市）での調整を図りながら策定します。

### 光市地域自立支援協議会

障害者総合支援法（抜粋）

（協議会の設置）

第89条の3 地方公共団体は、単独又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くよう努めなければならない。

（組織図）

